

幼稚園教育職員に係る子育て部分休暇の新設
 及び子の看護のための休暇の改正等について

1 目 的

子を養育する幼稚園教育職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進していくために、令和7年4月1日より「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づく部分休業期間の補完を目的とした「子育て部分休暇」を新設する。

また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の一部改正（令和6年5月31日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、「子の看護のための休暇」に係る子の対象年齢及び取得事由を拡大する等、所用の改正を行う。

2 経 緯

- 部分休業については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」において、取得にかかる子の対象年齢が定められている（常勤は小学校就学の始期に達するまでの子、非常勤は3歳までの子）。
- 部分休業期間の補完を目的として、令和5年度に特別区において「子育て部分休暇」の創設について検討を開始。給与上の統一的な取扱いが決定し、各區で導入可能となった。
- 育児・介護休業法の一部改正により、「子の看護のための休暇」に係る子の対象年齢及び取得事由の改正が行われるほか、所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大や介護離職防止のための対応などが事業主に義務付けされた。

3 改正内容

(1) 子育て部分休暇【新設】

①対象職員

幼稚園教育職員（会計年度任用職員及び育児短時間を取得中の職員は除く。）

②休暇概要

項目	子育て部分休暇【新設】の内容	現行の部分休業
子の対象年齢	小学校1年生となる4月1日から小学校6年生の末日まで (障害がある場合 ^{※1} は満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	小学校就学前まで
取得可能時間	1日につき2時間 ^{※2}	1日につき2時間 ^{※2}
取得単位	30分単位	30分単位
給与の取扱	無給 ^{※3}	無給 ^{※3}

※1 身体障害者手帳、愛の手帳を含む療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている又は指定難病を有する場合。

※2 部分休業は、育児時間、介護時間及び高齢者部分休業を合わせて指定の時間以内で取得可能。子育て部分休暇が導入された場合、5つの休業で合わせて指定の時間以内。

※3 期末・勤勉手当の欠勤等日数の算定対象。

(2) 子の看護のための休暇【改正】

項目	改正案	現行
名称	子の看護等のための休暇※	子の看護のための休暇
子の対象年齢	小学校6年生の末日まで	小学校就学前まで
取得事由	現行の取得事由に加え、 ・感染症に伴う学級閉鎖等 ・入園(入学)式、卒園(卒業)式 を追加※	・子が負傷や疾病等により治療、療養が必要な場合 ・子の予防接種、定期健康診断等で通院へ付き添う場合
取得可能期間	現行から変更なし	子が1人の場合 5日/年 2人以上の場合 年10日/年
取得単位		1日単位又は1時間単位
給与の取扱		有給

※法改正による対応。

(3) 育児・介護休業法の改正に伴うその他の主な改正項目

項目	内容
所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大	小学校就学前の子(現行は3歳に満たない子)を養育する労働者は、請求すれば残業免除を受けることが可能
介護に直面した職員が申出をした場合の措置	仕事と介護の両立支援制度等に関する情報の個別周知・意向確認
介護に直面する前の早い段階(40歳等)の職員への措置	仕事と介護の両立支援制度等に関する情報提供
勤務環境の整備に関する措置	研修や相談窓口の設置等

4 改正予定条例

東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

5 今後の予定

令和7年4月 制度運用開始

第42号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
 条例 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項、<u>次条第1項及び第3項、第11条の3第1項及び第3項並びに第18条の3第1項</u>において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は</u></p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第11条 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者を含む。以下この項<u>並びに次条第1項及び第3項並びに第11条の3第1項及び第3項</u>において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>(3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を</u></p>

要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第11条の2 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(削除)

第11条の3 (略)

(特別休暇)

第17条 (略)

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラン

行う職員の超過勤務の制限)

第11条の2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)

第11条の3 (略)

(特別休暇)

第17条 (略)

(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇

(2) 前号以外の職員 公民権行使等休暇、出生サポート休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボラン

<p>ティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者<u>(第18条の4第1項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(子育て部分休暇)</u></p> <p><u>第18条の3 教育委員会は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)</u>が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他教育委員会規則で定める子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、<u>子育て部分休暇を承認するものとする。</u></p> <p><u>2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。</u></p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)そ</u></p>	<p>ティア休暇、リフレッシュ休暇、<u>子の看護のための休暇</u>及び短期の介護休暇</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第18条 教育委員会は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他教育委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第1項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3） 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

2 この条例による改正後の東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。